

高齢者自立支援
住宅改修費給付事業の手引き

武蔵村山市
健康福祉部高齢福祉課
令和7年3月

目 次

高齢者自立支援住宅改修費給付制度について …………… p1

住宅改修費給付手続きのながれ …………… p4

住宅改修費給付申請書類について …………… p5

《着工前》

- 1 高齢者自立支援住宅改修費給付申請書(第1号様式)
- 2 工事計画書
- 3 見積書(または完成工事費内訳書)
- 4 見取図(平面図・立面図など)
- 5 承諾書
- 6 その他必要と認める書類

《完了後》

- 1 請求書
- 2 口座振替依頼書
- 3 完成工事費内訳書
- 4 高齢者自立支援住宅改修給付券(第3号様式)
- 5 高齢者自立支援住宅改修工事完了届(第6号様式)

高齢者自立支援住宅改修費給付制度について

■ 対象要件

武蔵村山市に住所を有する65歳以上の在宅の高齢者で、日常生活の動作に困難があり、心身や住宅の状況等から住宅改修が必要な方。

※ 改修工事の種類によって対象者の要件が異なります。

以下の対象要件を満たす場合に対象となります。費用は、実費（給付限度額以内）の1割、2割又は3割を負担していただきます。手続きせずに、着工した場合は、原則として給付対象になりませんので注意してください。

- ・ 本人が在宅である（入院・入所・外泊は不可）。
- ・ 工事内容が給付対象であり、申請書類にその必要性について記載されている。
- ・ 住宅改修を行う家屋の所有者等から改修工事の施工について承諾が得られている。
- ・ 住宅改修の着工前に申請して、武蔵村山市に承認されている。

■ 給付対象となる住宅改修工事の種類

【要介護認定の結果が非該当の者】

① 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。手すりの取付けのための壁の下地補強も対象になります。

手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとなります。

※ 取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「日常生活用具給付」の対象となります。

② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するために敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床をかさ上げるなどの工事が対象です。また、浴室の段差解消に伴う給排水設備工事も対象となります。

※ 取付け工事で固定しないスロープ、浴室用すのこについては「日常生活用具給付」の対象となります。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更

居室においては、畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室においては、滑りにくい床材への変更、通路面においては、滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。床材の変更のための下地の補修や通路面の変更のための路盤整備も対象です。

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取り替える工事のほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も対象になります。また、扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象です。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は対象外です。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。ただし、日常生活用具給付の対象である腰掛便座の設置は除きます。また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。

- ・ 対象者の身体状況により、洋式便器の向きを変えたり、洋式便器の高さをかさ上げる工事や便器の取替えに伴う床材の変更も対象になります。
- ・ 非水洗または非簡易水洗の和式便器から水洗または簡易水洗の洋式便器に取り替える工事の場合の水

洗化または簡易水洗化にかかる工事や電気配線、壁、天井などの工事は、対象外となります。

- ・ 屋外の和式便所を取り壊して、屋内の洋式便所にする場合は、洋式便器の設置費用が対象です。

⑥ その他これらの工事に付帯して必要な工事

【介護保険の認定を受けている者】

⑦ 浴槽の取替え

浴槽の「またぎ」動作等を容易に行えるよう、浴槽を取り替える工事です。また、浴槽の取替えに伴う給湯設備などの工事も対象となりますが、浴室暖房機等の付属品は給付の対象とはなりません。

- ※ 介護保険制度の段差解消、段差解消に伴う付帯工事優先

⑧ 流し、洗面台の取替え

車いすのまま使用できるよう流し台、洗面台等を取り替える工事です。また、流し台、洗面台の取替えに伴う給湯設備などの工事も対象となりますが、化粧鏡、キャビネット等の付属品は給付の対象とはなりません。

⑨ 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事

内容は⑤と同じです。但し、介護保険制度が優先になりますので、介護保険制度の住宅改修の上限を超えた部分について給付の対象となります。

- ※ ①～⑨について、老朽化に伴うものは給付対象外です。

■ 給付について

(1) 給付限度額

【要介護認定等の結果が非該当の者】

改修工事の種類	限度額	回数の制限
生活の質を確保するための改修 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床 または通路面の材料変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器などへの便器の取替え ⑥その他これらの工事に付帯して必要な工事	200,000 円	①～⑥までの改修工事 について、限度額内で 2 回以上の改修ができ る。

- ※ 注1 申請日前1年以内の期間において受けた要介護認定の結果が非該当の者が対象となります。
- 2 介護保険の認定を受けている者は、介護保険サービスの中で住宅改修を行ってください。

【介護保険の認定を受けている者】

改修工事の種類	限度額	回数の制限
⑦浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備などの工事	379,000 円	それぞれの改修工事について、給付額にかかわらず、1 回を限度とする。
⑧流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備などの工事	156,000 円	
⑨便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事	106,000 円	

(2) 費用負担額

費用負担額は、給付限度額と改修工事に要する額とを比較していずれか少ない額の1割、2割又は3割に相当する額（10円未満切り捨て）となります。ただし、生活保護受給世帯の方は、負担はありません。

(3) 給付方法

住宅改修費の給付は、現物給付となります。工事完了後、利用者は自己負担額を施工業者に支払い、給付限度額内の9割、8割又は7割分を市が施工業者に支払います。

■ 留意事項

(1) 新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築（新たに居室を設けるなど）、又は、改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、給付対象になりません。

廊下の拡張をした上で手すりを取り付ける場合や、便所の拡張をした上で和式便器を洋式便器へ取り替えた場合などには、それぞれ「手すりの取付け」「洋式便器等への便器の取替え」に要した費用のみ給付対象となります。

(2) 介護認定申請中、入院・入所中に行う住宅改修（浴槽、流し、洗面台の取替え、便器の洋式化）について

要介護または要支援の認定を受けていることが必要です。

入院・入所中の申請を行うことはできません。また、一時帰宅のための住宅改修は対象とはなりません。

(3) 一時的に身を寄せている住宅の改修について

武蔵村山市に住所を有している方の住宅の改修が給付対象となります。一時的に居住するための住宅改修は、給付対象になりません。

(4) 家族等が自ら行う住宅改修について

本人または家族等によって材料を購入し住宅改修が行われた場合は、給付の対象とはなりません。

(5) ユニットバスの取扱いについて

ユニットバス（壁・床・天井・浴槽が一体のもの）のようにまるごと購入設置による取り替えについても給付の対象となります。ただし、その場合、個々の費用を算定し、その部分のみを給付対象とすることになります。個々の費用が算定できない場合は、給付対象額の算出は、購入設置費用総額を面積按分で算出することができる場合のみ給付することができます。（P18～P19 参照）

(6) その他

介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の給付制度による同種の給付を受けることができる場合には、給付の対象とはなりません。

住宅改修費給付手続きのながれ

1 相談

市役所・地域包括支援センター等に相談をします。工事内容などについては、十分に御検討ください。

2 施工業者の選定

施工業者を選定し、施工業者に住宅改修に係る見積りや関係書類等の作成を依頼します。

3 申請書の提出（P5～P13 参照）

次の書類を提出し、申請します。

- (1) 高齢者自立支援住宅改修費給付申請書（第1号様式）
- (2) 工事計画書
- (3) 工事見積書
- (4) 見取り図（平面図、立面図など）
- (5) 家屋所有者等の承諾書（住宅改修をする者と改修工事対象となる家屋の所有者等が異なる場合等）
- (6) 生活保護受給証明書（生活保護世帯に限る。）
- (7) その他必要と認める書類（同意書、介護保険被保険者証（写）等）

4 給付可否の決定(市)

申請書類を審査し現況調査を行った後、給付可否の決定をします。給付が決定した場合は、給付決定者に「高齢者自立支援住宅改修費給付決定通知書（第2号様式）」及び「高齢者自立支援住宅改修給付券（第3号様式）」が送付されます。施工業者には、「高齢者自立支援住宅改修施工依頼通知書（第4号様式）」等が送付されます。

5 工事の依頼

上記4 給付可否の決定 における通知書が届いた後、改修工事の依頼をします。
申請時と異なる施工業者に依頼することはできません。

6 工事の着工・完了、工事費の支払い

改修工事を実施し、工事完了後、「高齢者自立支援住宅改修給付券（第3号様式）」に必要事項を記入し、施工業者に提出するとともに、工事費用（給付限度額内の1割、2割又は3割及び給付限度額を超えていればその超えた額）を支払い、領収書を受け取ります。

※ 給付決定後であっても、工事を取りやめる場合や工事の内容及び金額等が変更になった場合は、すみやかに高齢福祉課（042-590-1233）まで連絡してください。

7 給付券等の提出(施工業者)

施工業者は次の書類を市に提出します。

- (1) 請求書
- (2) 口座振替依頼書
- (3) 完成工事費内訳書
(申請時と変更があった場合、住宅改修の給付対象とならない工事等が含まれている場合)
- (4) 高齢者自立支援住宅改修給付券（第3号様式）（申請者より給付券を受取り、必要事項を記入してください。）
- (5) 高齢者自立支援住宅改修工事完了届（第6号様式）

8 給付の決定、支給

7 給付券等の提出(施工業者) 受理後、実地確認を行います。審査の結果、問題が無ければ、給付限度額内の9割、8割又は7割分を市が施工業者に支払います。

住宅改修費給付申請書類について

◎ 住宅改修工事の着工前に必要な書類とともに提出します。

1 高齢者自立支援住宅改修費給付申請書

【 P 6 を参照してください】

- 申請者住所 …… 申請者の住所を記載します。
- 申請者氏名 …… 申請者の氏名を記載します。
- 申請者電話番号 …… 申請者の電話番号を記載します。

- 対象者住所 …… 給付対象者の住所を記載します。
(武蔵村山市に住所を有していることが必要です。)
- 対象者氏名 …… 給付対象者の氏名を記載します。
- 対象者性別 …… 給付対象者の性別を囲みます。
- 対象者生年月日 …… 給付対象者の生年月日を記載します。
- 対象者年齢 …… 給付対象者の年齢を記載します。(65歳以上)

- 給付を受けようとする改修
工事の内容 …… 改修工事内容や工事箇所を記載します。
- 申請理由 …… 住宅改修費給付の申請理由を具体的に記入します。

- 世帯の状況 …… 世帯の状況を記載します。(対象者は除く。)
- 生活の状況 …… 生活の状況についてチェックします。
日常特に注意することについては、具体的に記入します。

- 介護保険認定
申請の有無 …… 介護保険認定申請の有無についてチェックします。
- 住居の状況 …… 住居の状況についてチェックします。
住宅の所有者と対象者が異なる場合は承諾書【P 1 3参照、任意様式】が必要です。

- 過去の受給歴 …… 過去の受給歴を囲みます。
受給有の場合は、受給を受けた年月、工事内容を記載します。

- その他連絡先 …… その他連絡先を記載します。

※ 注意

申請書において、文字や数字を訂正する場合は、必ず訂正印等を用いて、訂正してください。(修正液は不可)

記載例

高齢者自立支援住宅改修費給付申請書

年 月 日

武蔵村山市長 殿

住 所 **武蔵村山学園×-×-×**
 申請者 氏 名 **武蔵村山 太郎**
 電話番号 **042(590)××××**

高齢者自立支援住宅改修費の給付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

対 象 者	住 所	武蔵村山学園×-×-×			
	氏 名	武蔵村山 太郎		個人番号	123456789●×
	生 年 月 日	昭和 ● 年 ● 月 ● 日		年 齢	●●歳
給付を受けようとする改修工事の内容		手すりの取付(玄関 廊下トイレ)、段差解消(玄関)			
申 請 理 由		××のため歩行が困難である。移動時の転倒のリスクを回避するため。			
世帯の状況	氏 名	年 齢	続 柄	生活の状況	健康 (<input checked="" type="checkbox"/> 虚弱 <input type="checkbox"/> 時々臥床 <input type="checkbox"/> 常時臥床)
	武蔵村山 花子	●●	妻		歩行 (<input type="checkbox"/> 独歩 <input checked="" type="checkbox"/> 介助歩行 <input type="checkbox"/> 不可)
					車椅子 (<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 未使用)
					杖 (<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 未使用)
					上肢機能 (<input type="checkbox"/> 両手可 <input type="checkbox"/> 片手麻痺あり <input type="checkbox"/> 使用不可)
					入浴 (<input checked="" type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全面介助)
				排泄 (<input checked="" type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全面介助)	日常特にご注意すること
		立ち上がりや歩行時つらつきがみられ、転倒する危険がある。			
介護保険認定申請の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護
住居の状況		<input type="checkbox"/> 自家 <input checked="" type="checkbox"/> 借家			
過去の受給歴		有	年 月	工事の内容	
		③無	年 月	工事の内容	
その他連絡先	氏 名	続 柄	住 所	電 話 番 号	
	武蔵村山 花●	娘	武蔵村山学園●-×-×	042(590)×××●	

添付書類

- 1 工事計画書
- 2 工事見積書
- 3 家屋所有者の承諾書（自己所有家屋以外の場合）
- 4 生活保護受給証明書（生活保護受給者世帯に限る。）
- 5 要介護認定等の結果を証する書類（申請を行っていない者及び申請中の者を除く。）

2 工事計画書

【 P 8 を参照してください】

- 住 所 …… 給付対象者（申請者）の住所を記載します。
- 氏 名 …… 給付対象者（申請者）の氏名を記載します。
- 施工業者名 …… 施工業者名を記載します。

- 工 事 箇 所 …… 工事箇所をチェックします。
- 改修前の状態 …… 改修前の状態を具体的に記入します。
（現況写真等の添付も可）
- 改修による利点 …… 改修することによる利点を具体的に記入します。

改修工事の具体的内容

- 改修工事の内容 …… 改修工事の内容をチェックします。
- 使用材料 …… 改修に使用する材料を記入します。
（カタログの添付も可能）
図面・見積もりで確認できる場合は、「図面・見積書参照でも可」
- 高齢者の利便のため、
特に工夫した点 …… 改修するにあたって、特に工夫した点を具体的に記入します。
- 予定工事期間 …… 予定工事期間を記入します。
- 費用総額の概算 …… 改修に係る費用を記入します。
給付対象とならない工事等の費用を含んだ金額でも構いませんが、その場合は費用総額の横に、カッコ書きで給付対象額を記入します。

- 図面・見積書 …… 「別添のとおり」で図面及び見積書を添付してください。

※ 注意

工事計画書の作成に当たっては、施工業者と十分な調整をした上で作成します。

記載例

工 事 計 画 書

年 月 日

武蔵村山市長 殿

住 所 武蔵村山学園×-×-×

氏 名 武蔵村山 太郎

施工業者名 株式会社 ××建設

高齢者自立支援住宅改修工事を次により行います。

1	工事箇所	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 玄関 <input checked="" type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 居室 <input checked="" type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 台所 <input checked="" type="checkbox"/> その他
2	改修前の状態	廊下につかまえるところがなく、転倒の危険が伴う。 (写真添付)
3	改修による利点	廊下に手すりを取付けることにより移動の安定性が保たれる。また、段差解消により転倒のリスクが回避される。
4 改 修 工 事 の 具 体 的 内 容	①改修工事の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの取付け <input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 滑りの防止・移動の円滑化等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> その他これらの工事に付帯して必要な工事 <input type="checkbox"/> 浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等工事 <input type="checkbox"/> 流し・洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備工事
	②使用材料	×××(カタログ参照) ●●●(カタログ参照)
	③高齢者の利便のため、特に工夫した点	本人、及び●●包括支援センター職員と相談のうえ取付位置を確認。滑りづらい材料を使用。
	④予定工事期間	● 年 ● 月 ● 日 ~ ● 年 ● 月 ● 日
	⑤費用総額の概算	● 0 0 , 0 0 0 円 (給付対象額 ● 0 , 0 0 0 円)
	⑥図面・見積書	別添のとおり

3 見積書（または完成工事費内訳書）

【P10 を参照してください】

(1) 施工予定の工事について適正に費用を算出します。

(2) 「給付対象工事」と「対象外」との区分がわかるように算出します。

対象外工事を同時に行う場合については、工事部分（床・壁・天井等）ごとに項目を区分します。

※ 住宅の老朽化や機器の故障、リフォーム等を理由とした工事は対象外となります。

また、対象となる工事の種類の中でも「武蔵村山市」が給付対象者の心身の状況等の理由から必要であることを認めた工事が対象になります。工事内容が給付の対象であるかどうか不明な場合には、改修内容を検討する際に高齢福祉課へ確認してください。

(3) 部屋毎・部位別に改修工事名称、内容（製造業者・品番・規格・形状等）、数量・単位・単価を記載し、直接工事費を算出します。

対象となる改修工事に係る材料費のうち、機器類（建具・便器・ユニットバス等）については、定価の表示があるカタログ類等の写しの添付を求める場合があります。

(4) 材料費・施工費（工賃等）・諸経費に分けて算出します。

なお、材工一式による算出については、釘や接着剤等の数量や区分の内訳が困難な場合に限り、

たとえば、「手すり 一式 〇〇万円」や「スロープ 一式 〇〇万円」という記載のみで、材料費や施工費の内容が確認できない場合は、認められません。

※ 諸経費には、現場管理費用や設計費等が含まれます。

申請に必要な書類作成費（平面図や写真代等）や申請代行手数料等の費用は給付の対象となりません。

(5) 平面図に記載している改修箇所がわかるように表示します。

※ 上記のほか、申請時に添付する見積書類及び工事終了後に添付する内訳書類については、書類作成者の氏名、所在地、連絡先や発行日または提出日等の必要事項を記載し、押印してある書式のものをご提出してください。

作成事例

住宅改修工事費見積書（内訳書）

作成年月日 年 月 日

給付対象者（申請者）の
名前を記入してください。

武蔵村山 太郎 様

図面の番号等と番号が合致するように
作成してください。

改修箇所ごと、改修の種類ごとに区分してくださ
い。

(施工者)

●●市★★★●■123番地

株式会社 ××建設

代表取締役 □□□ △△△

☆☆☆☆-☆☆-☆☆☆☆

代表者印を押印
してください。

番号	改修箇所	改修の種類	改修の内容	数量	単価（円）	金額（円）	備考
①	玄関内	手すり取り付け	木製手すり 1000mm	1本	000	000	
			取付金具	2個	000	000	
			取付け費	2箇所		000	
②	玄関内	段差解消	式台(500×300×150)設置	1台	000	0000	
			取付金具	4個	000	000	
			取付け費	4箇所		000	
③	廊下	手すり取り付け	木製手すり 1000mm	1本	000	000	
			取付金具	2個	000	000	
			取付け費	2箇所		000	
④	トイレ	手すり取り付け	木製手すり 800mm	1本	000	000	
			取付金具	2個	000	000	
			取付け費	2箇所		000	
合計						●00,000円	

工事費見積書（内訳書）について

給付の要件については、工事費見積書（内訳書）の内容で審査しますので、次の点に注意してください。

- ・給付工事費ごとに区分すること。
- ・給付対象外の工事が含まれる場合には区分すること。
- ・「〇〇工事一式」とは記入しないこと。

「〇〇工事一式」とは、「材料費と施工費を加えて計上」した場合の積算方法です。

極端な例では、「手すり工事一式××万円」とか「ユニットバス設置工事一式△△万円」と言うような明細書では、見積内容が適正かどうかの審査はできません。

4 見取り図（平面図・立面図など）

【P12 を参照してください】

(1) 改修箇所と内容が記載された図面を添付します。

- ① 手すりの取付け … L型手すり、I型手すり（縦付・横付）の区別がわかるように表示します。
- ② 段差の解消 … 改修前の図面（現況図）には、どの部分に何ミリの段差があるのか記入し、改修後の図面では、それをどのような方法で解消したか（例：「敷居の撤去」「スロープの設置」「床のかさ上げ」など）、段差の寸法はどのくらいなのか（±0mmなど）を表示します。
- ③ 床材の変更 … 材質等を表示します。（例 コンクリート・タイル・CF シートなど）
- ④ 扉の取替え … 種類を表示します。（例 開き戸・片引き戸・三枚引き戸・折り戸など）
- ⑤ 便器の取替え … 種類を表示します。（例 和式便器・洋式便器など）

(2) 部屋名などの標記は、各書類において統一したものを使用します。

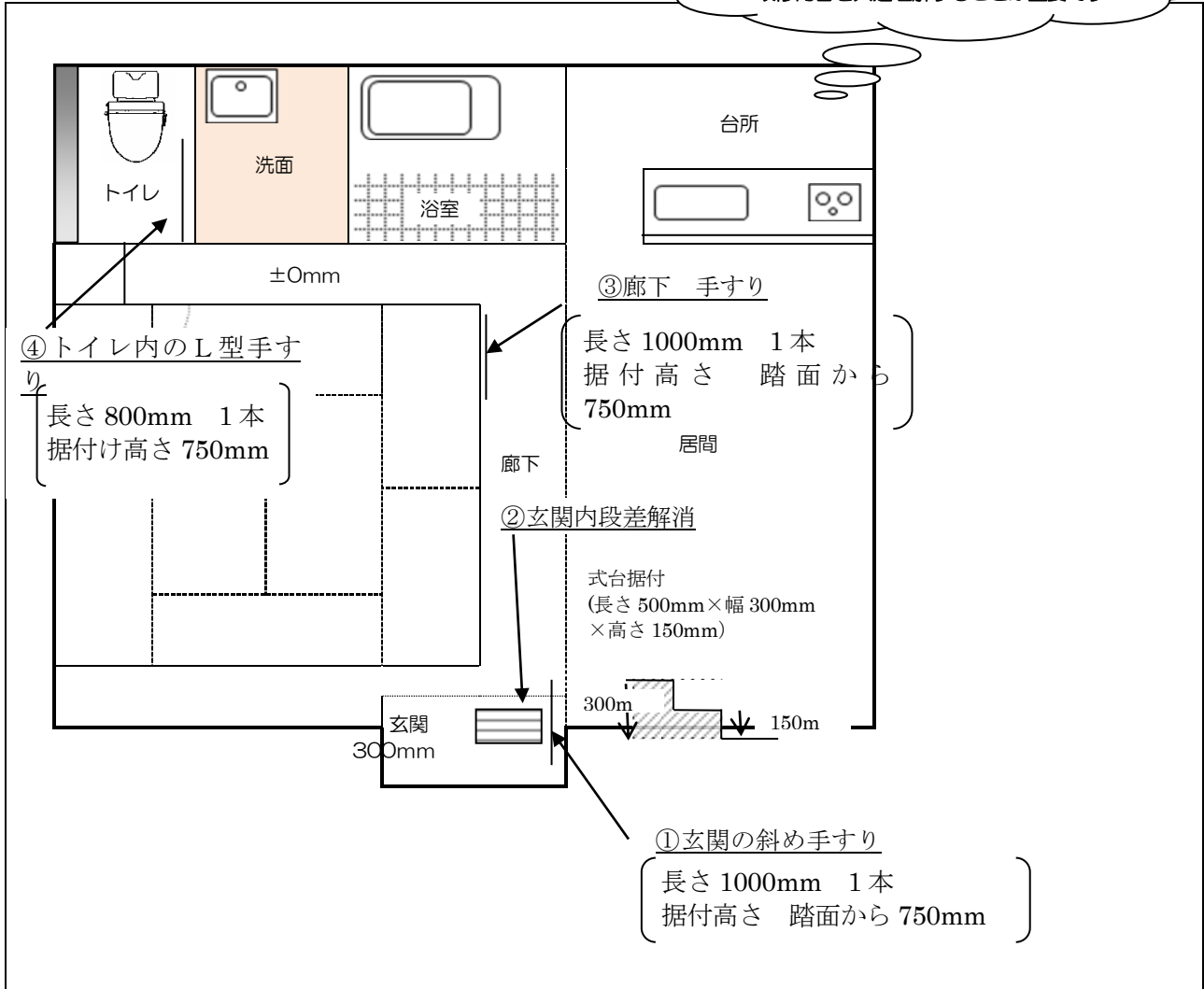
(3) 改修箇所については、「見積書」、「住宅改修箇所の写真」など、添付書類との関連がわかるようにします。

(4) 対象となる費用を単価・数量で算出されている場合は、その数量を確認できる平面図や立面図を作成します。

- ① 床の改修の場合…縮尺が記載されている平面図に工事床面を図示します。
- ② コンクリートスロープの場合…縮尺が記載されている平面図に工事床面を図示し、立面図には高さの寸法などを表示します。
- ③ 段差解消の場合…工事箇所の内側において斜線を引くか、色を塗るなど、図示します。

作成事例

..... 図面を作成する前に
所有者と施工者が
改修内容を共通理解することが重要です



5 承諾書

住宅改修を実施する対象者と当該住宅の所有者が異なる場合は、住宅所有者の「承諾書」が必要です。

様式は任意です。

作成事例

住宅所有者承諾書

今般、私の所有する武蔵村山市学園●丁目●番●の武蔵村山 太郎 様が使用する住宅の改修については、これを承諾します。

●●年●月●日

住所 武蔵村山市学園×-×-×

住宅所有者

氏名 武蔵村山 ●部

6 同意書

費用負担額（1割、2割又は3割）を確認するため、申請者の「同意書」が必要です。
様式は任意です。

作成事例

同 意 書

武蔵村山市高齢者自立支援住宅改修費給付事業の申請に際し、世帯全員の住民基本台帳、所得状況及び生活保護の受給の有無等の個人情報について、関係各課から収集することに同意します。

年 月 日

【申請者】

住 所

氏 名

⑩

6 高齢者自立支援住宅改修工事完了届(第6号様式)

・工事完了年月日を記入します。

第6号様式(第6条関係)

記載例	高齢者自立支援住宅改修工事完了届
年 月 日	
武蔵村山市長 殿	
住 所 武蔵村山学園 ×-×-×	
氏 名 武蔵村山 太郎	
電話番号 042(590)××××	
高齢者自立支援住宅改修の工事が完了しましたので下記のとおり届け出ます。	
記	
項 目	内 容
決 定 年 月 日	● 年 ● 月 ● 日
決 定 番 号	第 ● 号
改修工事の種類	手すりの取付(玄関、廊下、トイレ)、段差解消(玄関)
工 期 限	● 年 ● 月 ● 日
工事完了年月日	● 年 ■ 月 ● 日

※ 以下の欄は記入しないでください。

上記のとおり完了届が提出されたので、年 月 日実地調査を行った。
調査の結果は次のとおりであった。

- 1 改修工事が計画書のとおり実施され、十分な効果が認められる。
- 2 改修工事の内容に不備な点が認められるので、再工事を命じる。
- 3 その他

調査員氏名	(印)
-------	-----

担当	係長	課長

(日本工業規格A列4番)

◎ 住宅改修工事の完了後に必要書類とともに提出します。（施工業者）

1 請求書

- ・請求者の「住所」、「施工業者名」、「代表者」を記入し、代表者印を押印します。
- ・日付及び金額は、空白にします。

作成事例

請 求 書

年 月 日

（請求先）

武蔵村山市長 殿

（請求者）

所在地 ●●市★★■123番地

施工業者名 株式会社 ××建設

代表者 代表取締役 □□□ △△△

下記の金額を請求いたします。

記

代表者印を押印してください。

金 額								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

《請求内訳》

項 目	内 訳
事 業 名	武蔵村山市高齢者自立支援住宅改修費給付事業
工事の種類	手すりの取付（玄関、廊下、トイレ）、段差解消（玄関）
請 求 額	●0,000円

2 債権者登録兼口座振替依頼書

・ 依頼人欄は、1の請求書の「請求者」及び「代表者印」と同一でないと支払ができませんので御注意ください。

3 完成工事費内訳書 【P11を参考にしてください】

・ 申請時と異なる場合又は、住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含んでいる場合は提出をお願いします。住宅改修に要した費用の内訳について、給付対象となる内容がわかるように、工事を行った箇所、内容、規模等を明記し、適切に材料費、施工費、諸経費等を区分したものとします。

4 高齢者自立支援住宅改修給付券(第3号様式) 【P18を参考にしてください】

・ 工事完了後、給付決定者から受け取ります。(受給者の欄に署名捺印をもらう)「施工業者」、「完了年月日」、「自己負担額受領年月日」を記入します。

5 高齢者自立支援住宅改修工事完了届(第6号様式) 【P15を参考にしてください】

・ 工事完了後、給付決定者から受け取ります。「工事完了年月日」を記入します。

記載例

第3号様式（第6条関係）

高齢者自立支援住宅改修給付券

決定番号	第●号	対象者	氏名	武蔵村山 太郎
発行年月日	●年●月●日		住所	武蔵村山学園×-×-×
改修工事の種類	手すりの取付（玄関、廊下、トイレ）、段差解消（玄関）			
施工業者	名称	株式会社 ××建設		
	所在地	●●市★★★■123番地		
	電話番号	☆☆☆☆-☆☆-☆☆☆☆		
費用負担額	対象費用総額		●00,000円	
	内	公費負担額		●0,000円
		訳	自己負担額	一割負担額
	超過負担額		0円	
この券の有効期限	対象者が業者に提示する期限		業者の公費支払請求期限	
	●年●月●日		●年●月●日	

上記のとおり決定する。

●年●月●日

武蔵村山市長 武蔵村山 一郎

施工業者	株式会社××建設代表取締役□□△	完了年月日	
		●年■月●日	
受給者	武蔵村山 太郎	続柄	本人
自己負担額	●,000円	自己負担額 受領年月日	●年■月●日
調査確認欄	給付内容どおり施工されたことを確認する。 年 月 日 調査員氏名 (印)		

- 備考 1 改修工事が完了した際は、自己負担額を施工業者に支払ってください。
2 この給付券に記名押印の上、施工業者に渡してください。

(参考様式)

様式は任意です。

作成事例

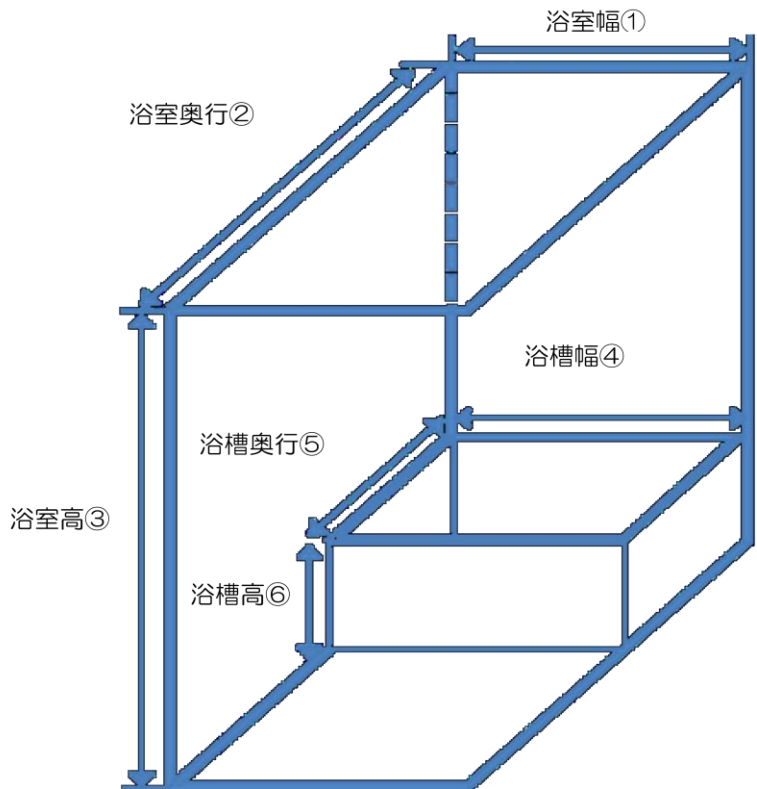
■ 工事費用按分率算定書

費用按分を行う箇所
が分かるよう記載

申請者氏名	武蔵村山 太郎		
施工業者名	株式会社××建設代表取締役 □□□ △△△		
改修箇所	浴槽の交換(ユニットバス)		
	全 体	改修箇所	それ以外
面 積	14.02㎡	4.64㎡	9.38㎡
按 分 率	100.0%	33.1%	66.9%
算 定 方 法			
別添のとおり	面積、按分率が確認 できる表を作成		
	計算式を明示し、それ ぞれの按分率を算出		

(注意) 按分率は、小数点第2位を四捨五入し、第1位まで算出する。

別添



①	浴室幅	1.2m
②	浴室奥行	1.6m
③	浴室高	2.2m
④	浴槽幅	1.2m
⑤	浴槽奥行	0.7m
⑥	浴槽高	0.5m

全体の表面積は浴室内表面積(浴槽の底及び接する壁部分を除く)とする。

(天井) $1.2\text{m} \times 1.6\text{m} = 1.92\text{m}^2$ [A]

(床) $1.2\text{m} \times 1.6\text{m} = 1.92\text{m}^2$ [B]

(壁) $2.2\text{m} \times (1.2\text{m} + 1.6\text{m}) \times 2\text{面} = 12.32\text{m}^2$ [C]

(浴槽底) $1.2\text{m} \times 0.7\text{m} = 0.84\text{m}^2$ [D]

(浴槽壁・浴室壁と3面接する場合)

$0.5\text{m} \times (1.2\text{m} + 0.7\text{m} \times 2\text{面}) = 1.3\text{m}^2$ [E]

$A + B + C - D - E = 14.02\text{m}^2$ [α]

浴槽の表面積は底部分及び内側、外側の面積を足したもの(便宜上浴槽の厚みは計算外とする。)とする。

(浴槽底面積) $1.2\text{m} \times 0.7\text{m} = 0.84\text{m}^2$ [F]

(浴槽周囲面積) $0.5\text{m} \times (1.2\text{m} \times 2 + 0.7\text{m} \times 2) \times 2\text{面} = 3.8\text{m}^2$ [G]

$F + G = 4.64\text{m}^2$ [β]

●浴槽部分 $\beta \div \alpha \doteq 0.3309 \dots \Rightarrow 33.1\%$

●浴槽以外の部分 $(\alpha - \beta) \div \alpha \doteq 0.6690 \Rightarrow 66.9\%$